平成28年度以降も競争性のない随意契約とならざるを得ないもの

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
1	平成27年度肥料登録システム開発及び運用のためのライセンス提供業務	支出負担行為担当官大臣官房参事官（経理） 石上和夫	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成27年10月20日	株式会社ユー・エス・イー	東京都渋谷区恵比寿4-22-10	会計法第29条の3第4項（特定情報）	－	1,794,960	－	－	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	1(2)①ニ(ヘ)	－
2	ロ蹄疫3価不活化濃縮抗原製剤化業務	支出負担行為担当官大臣官房参事官（経理） 石上和夫	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成27年10月26日	MERIAL SAS	29 Avenue Tony Garnier Lyon France	会計法第29条の3第4項（特定情報）	－	42,514,382	－	－	濃縮抗原の製剤化は、濃縮抗原を製造したメーカーの独自の仕様を踏まえて行う必要があり、他社に対し、製剤化に必要な情報の提供は行えないため	1(2)①ニ(ヘ)	－
3	中津山農業水利事業鶴家排水機場建設工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局中津山農業水利事業所長 宮石 幸雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成27年10月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
4	中津山農業水利事業鶴家排水機場建設工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局中津山農業水利事業所長 宮石 幸雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成27年10月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
5	中津山農業水利事業鶴家排水機場建設工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局中津山農業水利事業所長 宮石 幸雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成27年10月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
6	中津山農業水利事業鶴家排水機場建設工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局中津山農業水利事業所長 宮石 幸雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成27年10月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
7	中津山農業水利事業鶴家排水機場建設工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局中津山農業水利事業所長 宮石 幸雄	宮城県石巻市相野谷字飯野川町159-1	平成27年10月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
8	横手西部農業水利事業　吉田幹線排水路工事に係る土地使用補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局平鹿平野農業水利事業所長　合屋　善之	秋田県横手市大屋新町字大平99-39	平成27年10月14日	農事組合法人塚堀農事生産組合	秋田県秋田市清水町新田字皿川端93-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共工事を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対する契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから随意契約を結ぶものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
9	電気工作物の移転に伴う物件移転補償について(吉高機場建設工事) 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局印旛沼二期農業水利事業所長　中西　昭弘	千葉県佐倉市宮小路町28	平成27年10月6日	東京電力株式会社成田支社	千葉県成田市花崎町822-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
10	荒川中部農業水利事業　導水幹線仮設調整池設置工事に係る土地使用等補償金 一式	分任支出負担行為担当官　荒川中部農業水利事業所長　田中　玄太郎	埼玉県深谷市岡2381-1	平成27年10月16日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
11	荒川中部農業水利事業　導水幹線仮設調整池設置工事に係る土地使用等補償金 一式	分任支出負担行為担当官　荒川中部農業水利事業所長　田中　玄太郎	埼玉県深谷市岡2381-1	平成27年10月16日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
12	土地の取得(宗吾西機場建設工事) 一式	支出負担行為担当官　関東農政局長　石田　寿	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	平成27年10月21日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
13	土地の取得(宗吾西機場建設工事) 一式	支出負担行為担当官　関東農政局長　石田　寿	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1さいたま新都心合同庁舎2号館	平成27年10月21日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
14	高椋新江用水路工事施行に伴う上水道管の移設補償 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤　與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成27年10月26日	坂井市長	福井県坂井市下新庄1-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
15	荒又排水路(高波工区)その2～3工事の施行に伴う支障電気工作物の移設補償 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大羽　泉	富山県砺波市幸町8番20号	平成27年10月26日	北陸電力株式会社となみ野営業所	富山県南砺市苗島4898	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
16	荒又排水路(高波工区)その2～3工事の施行に伴う支障電気通信設備の移設補償 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大羽　泉	富山県砺波市幸町8番20号	平成27年10月26日	となみ衛星通信テレビ株式会社	富山県南砺市八塚568番地の2	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
17	九頭竜川左岸用水路工事施行に伴う上水道管の移設補償 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局九頭竜川下流農業水利事業所長　小澤與宏	福井県坂井市丸岡町愛宕2番	平成27年10月29日	福井市企業管理者西行　茂	福井県福井市大手3-13-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
18	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　六箇井水路(高川排水路)第4工区他工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年10月5日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
19	大和紀伊平野農業水利事業(一期)紀伊平野小田井連絡水路高野口工区その5改修工事に伴う電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮崎且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月16日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
20	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野県営御所工区幹線Ⅱ工区その7改修工事に伴う損失補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮崎且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月19日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
21	大和紀伊平野農業水利事業(二期)紀伊平野山田ダム水路(左岸)北山工区その1改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮崎且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
22	大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野山田ダム水路（左岸）北山工区その1改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮﨑且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
23	大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野山田ダム水路（左岸）北山工区その1改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮﨑且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
24	大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野山田ダム水路（左岸）北山工区その1改修工事に伴う土地使用等補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮﨑且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
25	大和紀伊平野農業水利事業（二期）大和平野県営初瀬川1号幹線分水工他改修に伴う電気配電設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮﨑且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月26日	関西電力株式会社奈良電力部	奈良県奈良市大宮町７－１－２０	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
26	８、９月分事務所維持管理費（大和紀伊平野）	分任支出負担行為担当官　近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長　宮﨑且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月30日	大和平野土地改良区	奈良県橿原市城殿町459番地	会計法第29条の3第4項（賃貸借契約）	1,138,700	1,138,700	100.0%	－	当該場所でなければ行政事務を行うことが不可能であることから場所が限定され、供給者が一に特定される賃貸借に付随する分担金であるため随意契約を行うものである。	1(2)①ロ(付随するもの)	－
27	大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野山田ダム水路（左岸）北山工区その１改修工事に伴う土地使用補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長宮﨑且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年10月30日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
28	岡山南部農業水利事業圦樋堰建設工事等に伴う補償代	分任支出負担行為担当官中国四国農政局岡山南部農業水利事業所長　江間敏介	岡山県総社市中央1-5-35	平成27年10月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
29	那賀川(二期)農地防災事業北岸幹線水路(その11)工事に伴う物件移転補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局那賀川農地防災事業所長　山田和広	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成27年10月2日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
30	吉野川下流域農地防災事業平成27年度国営分水工別受益面積整理委託(その2)業務	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所　農林水産技官　山口恭弘	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年10月9日	吉野川下流域土地改良区	徳島県板野郡上板町高瀬字宮ノ本250-22	会計法第29条の3第4項(特定情報)	3,801,600	3,801,600	100.0%	－	本委託業務は、既存土地改良区等が所有している台帳等のデータを用いる必要があるが、個人情報を含む資料は使用目的等を厳しく制限され組合員及び事業に利害関係のある者以外の閲覧は困難となっている。当改良区は既存改良区を包括する改良区であり、傘下改良区の台帳閲覧が可能であり、本業務に必要な吉野川下流域地区全域を対象としたデータを所有している唯一の団体となる。このため、契約の相手方が一に定められているため。	1(2)①ニ(ヘ)	－
31	那賀川(二期)農地防災事業南岸幹線水路(その5)工事に伴う費用負担金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局那賀川農地防災事業所長　山田和広	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成27年10月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
32	平成27年度沖永良部農業水利事業左岸排水(遊水池)他工事に伴う土地売買代金 畑　4,276㎡	分任支出負担行為担当官　九州農政局沖永良部農業水利事業所長　大澤　賢修	鹿児島県大島郡知名町知名85	平成27年10月1日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	7,412,625	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
33	平成27年度筑後川下流右岸農地防災事業浮島線(渡瀬工区)工事に伴う電気工作物移設等補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　寺尾　和彦	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年10月1日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
34	筑後川下流左岸農地防災事業下久末線(皿垣開下流工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　新田　夏一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年10月6日	九州電力株式会社大牟田営業所	福岡県大牟田市不知火町2-9-20	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
35	平成26年度筑後川下流右岸農地防災事業北川副1号線(光法その2工区)工事に伴う電気工作物移設等補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　寺尾　和彦	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年10月6日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
36	筑後川下流左岸農地防災事業昭代1号線(井田工区)工事に伴う電気工作物移設等工事補償金 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流左岸農地防災事業所長　新田　夏一郎	福岡県久留米市津福今町472-31	平成27年10月8日	九州電力株式会社福岡お客さまセンター　八女営業所	福岡県八女市本町矢原町東裏467	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
37	平成27年度筑後川下流右岸農地防災事業徳富線(姉工区)工事に伴う電気工作物移設等補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　寺尾　和彦	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年10月14日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
38	平成27年度筑後川下流右岸農地防災事業川副1号線(犬井道東その2工区)工事に伴う電気工作物移設等補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　寺尾　和彦	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年10月14日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
39	平成27年度筑後川下流右岸農地防災事業川副1号線(犬井道西工区)工事に伴う電気工作物移設等補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　寺尾　和彦	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年10月21日	九州電力株式会社佐賀営業所	佐賀県佐賀市神野東2-3-6	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
40	平成27年度筑後川下流右岸農地防災事業徳富線(姉工区)工事に伴う電気工作物移設等補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　寺尾　和彦	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年10月23日	佐賀シティビジョン株式会社	佐賀県佐賀市天神3-2-24	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
41	交流研究員宿泊棟他エレベーター修繕工事 茨城県つくば市観音台 平成27年10月21日～平成28年2月29日 建設工事	支出負担行為担当官　農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長　島津久樹	茨城県つくば市観音台2-1-9	平成27年10月20日	フジテック株式会社首都圏統括本部　東関東支店	千葉県千葉市中央区中央1-11-1	会計法第29条の3第4項(特定情報)	7,095,320	6,674,400	94.0%	－	本工事は、敷地内建物に設置されたエレベーター設備の機能維持を目的として点検及び修繕工事を行うものであり、対象エレベーターはフジテック株式会社が、施工の前提となるエレベーター設備の揚程、積載荷重等の現場特性に応じ、独自に開発した制御プログラム等に基づき設計・設置したものである。 本工事はエレベーターの制御システムの中枢となる制御基盤類の取替が必要であり、上記メーカーしか保有していない部品を使用しなければならず、取替にあたっても、他の業者に施工させると、危険を回避するプログラム機能が正常に発揮できないことによる安全面での障害、要求機能が発揮できない等、設備使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、設置したメーカーの知識が必要となり、設置したフジテック株式会社が唯一的確且つ安全に工事施工できる業者であるため。	1(2)①ニ(ヘ)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
42	国内研修生宿泊棟他エレベーター修繕工事 茨城県つくば市観音台 平成27年10月31日～平成28年3月18日 建設工事	支出負担行為担当官　農林水産技術会議事務局筑波産学連携支援センター長 島津久樹	茨城県つくば市観音台2-1-9	平成27年10月30日	東芝エレベータ株式会社　東関東支社	千葉県千葉市中央区中央1-11-1	会計法第29条の3第4項（特定情報）	5,404,186	4,597,992	85.0%	－	本工事は、敷地内建物に設置されたエレベーター設備の機能維持を目的として点検及び修繕工事を行うものであり、対象エレベーターは東芝エレベーター株式会社が、施工の前提となるエレベーター設備の揚程、積載荷重等の現場特性に応じ、独自に開発した制御プログラム等に基づき設計・設置したものである。 本工事はエレベーターの制御システムの中枢となる制御基盤類の取替が必要であり、上記メーカーしか保有していない部品を使用しなければならず、取替にあたっても、他の業者に施工させると、危険を回避するプログラム機能が正常に発揮できないことによる安全面での障害、要求機能が発揮できない等、設備使用に著しい支障が生じるおそれがあるため、設置したメーカーの知識が必要となり、設置した東芝エレベーター株式会社が唯一的確且つ安全に施工できる業者であるため。	1(2)①ニ(ヘ)	－
43	2015年農林業センサスデジタル住宅地図ライセンスの購入	支出負担行為担当官大臣官房参事官（経理）　石上和夫	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成27年11月9日	株式会社ゼンリン東京営業部	東京都千代田区西神田1-1-1	会計法第29条の3第4項（特定情報）	－	12,960,000	－	－	行政目的を達成するために不可欠な役務について提供を受けるものであり、当該役務を提供することが可能なものが一に特定されるため	1(2)①ニ(ヘ)	－
44	猿ヶ石川農業水利事業　中央幹線用水路（その7）工事に伴う損失補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局和賀中部農業水利事業所長　井原　昭彦	岩手県北上市和賀町長沼6-131-1	平成27年11月5日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
45	和賀中央農業水利事業　中央幹線放水路工事に伴う水道施設移設補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局和賀中央農業水利事業所長　小野寺悟	岩手県北上市鍛冶町一丁目11-58	平成27年11月10日	岩手中部水道企業団	岩手県花巻市葛第3地割183-1	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
46	北総中央農業水利事業　1号幹線用水路に係る費用負担に係る補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局北総中央農業水利事業所長　長井　薫	千葉県八街市八街に456－1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
47	北総中央農業水利事業　1号幹線用水路に係る費用負担に係る補償金 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局北総中央農業水利事業所長　長井　薫	千葉県八街市八街に456－1	平成27年11月20日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
48	笹ヶ峰ダム小水力発電所系統連系に伴う工事費負担金　1式	分任支出負担行為担当官　北陸農政局柏崎周辺農業水利事業所長　鈴村和也	新潟県柏崎市南半田18番15号	平成27年11月9日	東北電力株式会社上越営業所	新潟県上越市大町2-2-24	会計法第29条の3第4項（特定情報）	－	59,940,000	－	－	事業で建設する笹ヶ峰ダム小水力発電所を用いて発電する再生可能エネルギー電気を売電のためダムサイト近傍で唯一送電施設を有する東北電力（株）に対し系統連系を申し入れたが、条件として系統連系に伴う工事費の負担金を求められたため。	1(2)①ニ(ヘ)	－
49	中央管理所・庄川合口用水会館建築工事に伴う用地取得 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大羽　泉	富山県砺波市幸町8番20号	平成27年11月13日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
50	荒又排水路（高波工区）その2～3工事の施行に伴う支障電気通信設備の移設補償 一件	分任支出負担行為担当官　北陸農政局庄川左岸農地防災事業所長　大羽　泉	富山県砺波市幸町8番20号	平成27年11月30日	西日本電信電話株式会社富山支店	富山県富山市東田地方町1-1-30	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
51	大和紀伊平野農業水利事業（二期）紀伊平野紀の川左岸支線水路（満屋水路）改修工事に伴う電気通信設備の移設補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長宮崎且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年11月6日	西日本電信電話株式会社和歌山支店	和歌山県和歌山市一番丁５	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
52	平成27年度　和歌山平野農地防災事業（一期）　藤崎井支線水路（岡田排水路）第2工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月6日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
53	平成27年度　和歌山平野農地防災事業（一期）　六箇井水路（高川排水路）第1工区及び第2工区工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
54	平成27年度　和歌山平野農地防災事業（一期）　六箇井水路（高川排水路）第1工区及び第2工区工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
55	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　六箇井水路(高川排水路)第1工区及び第2工区工事に伴う土地使用補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
56	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　六箇井水路(高川排水路)第1工区及び第2工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
57	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　六箇井水路(高川排水路)第1工区及び第2工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
58	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　六箇井水路(高川排水路)第1工区及び第2工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
59	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　六箇井水路(高川排水路)第1工区及び第2工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
60	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　六箇井水路(高川排水路)第1工区及び第2工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月10日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
61	大和紀伊平野農業水利事業(二期)大和平野団体営曽我川工区曽我川右岸線その4改修工事に伴う水道施設の機能回復補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長宮崎且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年11月13日	田原本町長	奈良県磯城郡田原本町890－1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
62	和歌山平野農地防災事業(一期)六箇井水路(高川排水路)第1工区工事に伴う土地取得契約	支出負担行為担当官　近畿農政局長　村上堅治	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成27年11月16日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
63	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　藤崎井支線水路(岡田排水路)第1工区工事に伴う物件移転補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月25日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
64	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　藤崎井支線水路(岡田排水路)第1工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
65	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　藤崎井支線水路(岡田排水路)第1工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
66	平成27年度　和歌山平野農地防災事業(一期)　藤崎井支線水路(岡田排水路)第1工区工事に伴う土地取得補償金	分任支出負担行為担当官　近畿農政局和歌山平野農地防災事業所長　仰木文男	和歌山県紀の川市貴志川町神戸327-1	平成27年11月26日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し、不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
67	南周防農地整備事業西山・潤田団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年11月18日	西日本電信電話株式会社山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
68	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(松村工区)その6工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年11月25日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
69	吉野川下流域農地防災事業北部幹線水路(松村工区)その6工事に係る補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局四国東部農地防災事務所長　本間泰造	徳島県板野郡板野町川端字庄境2-1	平成27年11月25日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
70	平成26年度筑後川下流右岸農地防災事業川副1号線(犬井道東その2工区)工事に伴う電気通信工作物移設等補償 電気工作物移設　1式	分任支出負担行為担当官　九州農政局筑後川下流右岸農地防災事業所長　寺尾　和彦	佐賀県神埼市千代田町直鳥166-1	平成27年11月5日	佐賀シティビジョン株式会社	佐賀県佐賀市天神3-2-24	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、契約の相手方が特定されるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
71	埋蔵文化財発掘調査 (調査一式)	支出負担行為担当官 関東森林管理局長 志田孝一	群馬県前橋市岩神町4-16-25	平成27年11月13日	白河市教育委員会	福島県白河市八幡小路7-1	会計法第29条の3第4項(法令等の規定)	－	2,500,000	－	－	法令等に基づき、契約相手方である地方公共団体が実施することとなっているため。	1(2)①イ(イ)	－
72	平成27年度　一般会計補正予算書(第1号)外の印刷製造	支出負担行為担当官大臣官房参事官(経理)　石上和夫	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成27年12月24日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-5	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	－	2,056,826	－	－	予算書等を印刷しているのは独立行政法人国立印刷局以外になく、競争を許さないため	1(2)①ハ	－
73	平成28年度　一般会計予算書外の印刷製造	支出負担行為担当官大臣官房参事官(経理)　石上和夫	東京都千代田区霞が関1-2-1	平成27年12月25日	独立行政法人国立印刷局	東京都港区虎ノ門2-2-5	会計法第29条の3第4項(官報等の印刷等)	－	7,749,004	－	－	予算書等を印刷しているのは独立行政法人国立印刷局以外になく、競争を許さないため	1(2)①ハ	－
74	和賀中央農業水利事業　上堰幹線用水路(その2)(その3)工事に伴う水道施設移設補償金	分任支出負担行為担当官東北農政局和賀中央農業水利事業所長　小野寺悟	岩手県北上市鍛冶町一丁目11-58	平成27年12月11日	岩手中部水道企業団	岩手県花巻市葛第3地割183-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業を施工する際の権利の取得及び損失補償等に対して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約となることから、場所及び契約相手方が限定されるものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
75	西関東土地改良調査管理　国営造成水利施設保全対策推進事業国営竜西地区　竜西一貫水路に係る区分地上権設定対価 一式	分任支出負担行為担当官　関東農政局西関東土地改良調査管理事務所長　菊池　由則	静岡県菊川市加茂2280-1	平成27年12月24日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	個人情報非公表	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うもので、工事に必要となる契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため、随意契約を行うものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
76	旧木山川排水機場建設工事の施行に係る費用負担金	分任支出負担行為担当官　北陸農政局新川流域農業水利事業所長　相澤　顕之	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	平成27年12月18日	西蒲原土地改良区	新潟県新潟市西蒲区巻甲5481-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、電気使用申請に伴う工事費用を負担した西蒲原土地改良区との契約であり、契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
77	九頭竜川左岸用水路工事に伴う用地取得　1式	支出負担行為担当官　北陸農政局長　小林　厚司	石川県金沢市広坂2-2-60	平成27年12月21日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う権利の取得に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
78	新川右岸排水機場建設工事の施行に伴う事業損失補償金	分任支出負担行為担当官　北陸農政局新川流域農業水利事業所長　相澤　顕之	新潟県新潟市西蒲区巻甲5488	平成27年12月22日	株式会社クボタ	新潟県新潟市中央区鳥屋野331	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に起因し不可避的に生ずる損害に関して契約を行うものであり、工事に起因して損害等を受ける権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるため	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
79	和歌山平野農地防災事業(一期)六箇井水路(波分山崎排水路)工事に伴う土地取得契約	支出負担行為担当官　近畿農政局長　村上堅治	京都府京都市上京区西洞院通り下長者町下ル丁子風呂町	平成27年12月14日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地買収に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
80	大和紀伊平野農業水利事業(一期)紀伊平野国営幹線水路他改修工事に伴う物件移転補償契約	分任支出負担行為担当官近畿農政局大和紀伊平野農業水利事務所長宮﨑　且	奈良県橿原市城殿町459	平成27年12月15日	個人情報非公表	個人情報非公表	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施行に伴う土地使用に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約の相手方が特定されており、競争が許されないため、随意契約をおこなうものである。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
81	南周防農地整備事業西山・潤田団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年12月8日	中国電力株式会社周南営業所	山口県周南市大字久米字東神女3196-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
82	那賀川(二期)農地防災事業北岸幹線水路(その12)工事に伴う電線路移転工事費用補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局那賀川農地防災事業所長　山田和広	徳島県阿南市日開野町西居内456	平成27年12月11日	四国電力株式会社徳島支店阿南営業所	徳島県阿南市富岡町滝の下2-1	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－
83	南周防農地整備事業中村団地(2工区)区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年12月14日	西日本電信電話株式会社山口支店	山口県山口市熊野町4-5	会計法第29条の3第4項(用地補償契約)	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの)	－

番号	契約の名称及び内容	契約担当官等		契約締結日	契約の相手方		随意契約によることとした会計法令の根拠条文及び理由	予定価格	契約金額	落札率	再就職の役員の数	競争性のない随意契約によらざるを得ない理由	随意契約によらざるを得ない場合とした財務大臣通知上の根拠区分	備　考
		名称	所在地		商号又は名称	住所								
84	南周防農地整備事業中村団地区画整理工事に伴う補償代金	分任支出負担行為担当官中国四国農政局南周防農地整備事業所長　泉本和義	山口県熊毛郡田布施町大字波野585-1	平成27年12月15日	中国電力株式会社柳井営業所	山口県柳井市古開作字東条685-11	会計法第29条の3第4項（用地補償契約）	－	－	－	－	公共事業の施工に伴う損失補償に関して契約を行うものであり、工事に必要となる土地等の権利者との契約であり、場所及び契約相手方が特定されるものであるため。	1(2)①ロに準ずると認められるもの(財務省に個別に協議し認められたもの）	－
85	検疫探知犬ハンドラー基礎訓練	支出負担行為担当官 動物検疫所長　小倉弘明	横浜市磯子区原町11－1	平成27年12月21日	USDA,ANIMAL AND PLANT HEALTH INSPECTION SERVICE（アメリカ合衆国農務省動植物衛生検疫局）	360 WALT SANDERS MEMORIAL DRIVE NEWMAN,GEORGIA 30265	会計法第29条の3第4項（特定情報）	－	7,614,869	－	－	当該業務を履行できる者が一に限られる	1(2)①ニ(ヘ)	－